

平成26年(ネ)第2955号
地位確認等請求控訴事件
控訴人 吉 井 康 雄
被控訴人 学校法人大阪経済大学 外2名

平成27年2月5日

控 訴 審 答 弁 書

大阪高等裁判所 第14民事部 御中

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号
俵ビル2階 俵 法律事務所 (送達場所)
電 話 06 (6323) 6700
FAX 06 (6323) 5510

上記被控訴人ら3名訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



(主任) 弁護士 寺 内 則 雄



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する認否・反論について

1 はじめに

被控訴人学校法人大阪経済大学が設置する大阪経済大学(以下、被控訴人大学という)における平成22年4月から施行されている特任教員制度(甲1)は、既に明らかにしているように、昭和52年に導入された定年制の代替措置でもないし、実質的に定年退職制度でもなく、旧特任規程(乙

6) がともすれば自動的に定年後特任教員に採用されるという恩恵的処遇であると誤解を生じることを改めるために新たに設けられたものであることを本件審理に当たってまずもって留意されるべきである。このことを如実に表しているのが、旧規程第2条で「本学の研究，教育水準の向上のために必要があると認められるときには」との下線部の文言は現行規程（甲1）では「特に必要があると認められるときには」と改められている点であり，この点と現行規程での「研究論文あるいは著作の公表や，任期中に担当する授業の時間に関する条件」の新設と相俟って考えれば，現行規程による特任教員は，理事会による新規採用であることも明確にしたものといえる。したがって，原判決が，旧規程と現行規程において，特任教員の任用については，実質的には大きな変更はなかったと判示している点は正鵠を射たものとはいえず，本件事案を正しく理解するために，特任教員は新規採用であることを看過すべきでないことを強調しておきたい。なお，原判決は，被告井形の特任教員の任用の審査手続について，具体的に変更になった点はない旨の供述を重視しているが，同被告の主旨は「手続」に関する供述であって，「実体」まで変更がなかった趣旨ではない。

以上の観点に立って「控訴理由書」に対し反論すると以下のとおりである。

2 「2」中，

(1) について。

控訴人は，①特任教員任用手続が，甲1によって明確で何ら複雑な定めがなされているわけではないと主張しているが，前記のように旧規程と現行規程とは実体的に大きな違いがあり，控訴人がこのことを正しく理解しているとは言えない。

また，②特任教員任用規程に「カリキュラム委員会（正式名称は『カリキュラム検討委員会』であるが，本書面では以下このように表記する）の総意」の定めがないことを強調するが，特任教員の採用は，本学の「教育，研究水準の向上のために特に必要があると認められるときは」との要件を満たす必要があることは文理解釈上明確であるところ，特に教育（授業）の向上のため必要性を経営学部カリキュラム委員会が他学部と同様に審議事項（乙32～33）を審議することは経営学部の決議事項であり，控訴

人自身もこのことを百も承知しており、特任教員の採用に関し、「カリキュラム委員会」の審議の対象外であるというのは暴論という外ない。なお、控訴人は、授業担当計画はカリキュラム委員会と協議するが決定はあくまで教授会であると主張している。しかし、平成24年(2012年)9月28日開催の教授会で、学部長が作成すべき授業計画はカリキュラム委員会の意見を聴いて行うとの説明があり(乙3)、控訴人を含む出席者から異議がでなかったことからして、実体は実質的にカリキュラム委員会の決定が教授会決定として運営されている。

更に③被控訴人井形が学部長として控訴人の授業担当計画を特任教員推薦委員会(以下、推薦委員会という。)に提出したが、甲7そのものは提出していないが、同委員会の委員長と相談をし説明した時点で提出があったと評価・認定できる。また、仮に提出がなかったとしても、前記のように授業担当計画は学部長に作成権限があるので、同学部長が提出しなかったからといって、同部長に責任があるとは言えない。要するに、同推薦委員会の委員長が授業担当計画を受理できないと回答したため甲7を提出しなかっただけであり、被控訴人井形が強硬に拒否した事実や同人に何らかの強い意図があつて提出しなかった事実もなく、故意に妨げた事実もないことは言うまでもない。

(2) について。

「カリキュラム委員会の総意」が控訴人を排斥する不当な目的で作出されたものでないことは前記(1)の反論で指摘したとおりであり、また、被控訴人池島が控訴人の担当科目の必要度について判断できるのかという問いの回答に窮したとあるが、「カリキュラム検討委員会」は合議体で構成され、専ら経営学部としてカリキュラム編成、運用等について審議するのが主な任務であり、個々の委員の発言を公表することは適切でないので質問に答えなかっただけである。また、控訴人の担当科目がカリキュラム編成上、必要性に乏しいものであることは乙26に池島陳述書の2頁①3頁②③④に詳細説明されているとおりである(池島本人尋問調書15～16頁)。一審原告代理人が、被控訴人池島に対し控訴人の担当科目について個人的意見を求めたり、同人が「カリキュラム委員会の総意」に賛成した

ことを非難することは的是はずれであることは、合議体たるカリキュラム委員会の性格からして明らかである。更にⅠ部科目のⅡ部開講や、外国書読の点についても突如問題にされた訳でない。そもそも「カリキュラム委員会の総意」として最初から控訴人の特任教員任用申請を拒否する動機もなく、同委員会が同申請を拒否する権限もない。

(3) について。

①次に控訴人は一部の教授から個人的感情によって疎まれていた事情として、教授会での控訴人の発言を引用したり、北村教授の意見に反対する教授、准教授及び講師を目の敵として扱ってきたことを掲記するがいずれも揣摩億測の域を出ないものである。また、控訴人は教授会議事の録音を公平な運営のためであったと主張し、教授会の非公開決定を無視して隠れて録音を実行してきたことは批判されるべきでない旨主張するが、合議体の決定事項を個人的見解を基にこれに従わない姿勢は唯に問題とされる事柄である（なお、控訴人は被控訴人大学の削除要請を無視し原審における一切の訴訟資料（個人の知られたくない情報も含む）を自己の権利を守るためと称してホームページに掲載している）。山田准教授の「書類上の不備」の質問に対し「学長の決定でございます」とはぐらかした回答を繰り返したと主張する点も推薦委員会の委員長が学長であり、同氏より授業担当計画が整わない以上受理できないとの回答を述べたものであってはぐらかしの事実はない。

②更に、控訴人は経営学部の運営に中立的立場である草薙副学長は被控訴人井形らの対応は控訴人を排斥するための嫌がらせであると明確に認めたと主張しているが、情報社会学部に所属する同副学長の発言は経営学部のカリキュラム編成上部外者であり正確な事実を踏まえたうえでのものとは言えない。特に「カリキュラム改革しますなんて言うてへんやん」との発言は、経営学部では平成23年度よりⅡ部科目について必要性の低いものを不開講、廃止する方針であり、文科系学部での経営情報論の今日的必要性が議論になっていたこと（乙26の2頁～4頁）を全く無視しているし、「この授業なくすなんて決めていない時に、来年開講せえへんと言うたいうことでしょ」との発言も事実に反する。来年開講するか否かについ

てカリキュラム委員会は以前からの控訴人担当の情報論の必要性を問題にしていた事実は度外視されている。

③山田准教授の「自分の好き嫌いだね、科目止めてですね、人材はぐるのをやめるなんてことを理由にしてね、」との発言は、事実を無視しカリキュラム委員会のカリキュラム編成についての意義を認めない誤った考えに基づくものである。

3 「3」中、

(1) について。

前記「1 はじめに」に記載のとおり、原判決は誤った認定をしている。

(2) について。

控訴人は①～③は経営学部以外の事例で労使慣行の有無の判断と結びつけるべきでないと主張するが、現在の特任教員に関する規程（甲1）も旧規程も被控訴人大学の全学部に通ずるものであり、特任教員Aの任用は全学部共通の特任教員推薦委員会の推薦があつて各学部教授会および理事会の承認を経て行われることからして、経営学部のみによる労使慣行の有無を論ずることは失当である。また手続の過程で不採用になった者は一人もいないと指摘するが、原判決も決定するように特任教員への任用を申請したものの、その後申請を取り下げた教授がいることや、特任教員申請後あるいは申請前の時点において、説得して申請を辞退された事例があること（本件事例は後者に該当し、被控訴人井形が控訴人に説得を試みたが不調に終わったものである）に照らして、旧規程においては、特任教員は自動的な雇用延長という認識が定着していたというのは一方的な主張である。また、控訴人は甲13を引用して「特任教員推薦委員会の推薦手続及び教授会の決定が形式的であったことは被控訴人大学も認めている」と主張するが、旧規程では特任教員推薦委員会や教授会の決定は、ともすれば「教授」面からの形式的要件充足性のみから判断され、「経営」的側面が全く考慮されていないことを論述したのが甲13であつて、被控訴人大学において上記決定が形式的であったことを是認している訳でないし、里上事件以前に特任教員に申請しなかった者が6名、申請後特任の希望を有していたが説得により取り下げたものは1名（乙30）であることを考えれ

ば、申請を取り下げないことを前提に労使慣行の有無を論ずるのは失当である（甲26は定年延長の事例で本件のような新規採用の特任教員には当てはまらない）。

控訴人は、里上、森田、瀬岡の特任不採用について、これら3名は政治的な要因によるもので、一括で考えて除けば、申請を認められなかった者は、一人もいないとして、希望さえすれば「特任教員に採用されるのは労使慣行であった」と主張するようであるが、同主張の里上外3名を除外する理由は、主観的なものに過ぎず、控訴人の立論には理事会での承認の点も欠落しているし、当初特任教員の採用を希望しながら説得により取り下げた事例を全く考慮外としているのは我田引水の誹りを免れない。

4 「4」について。

控訴人は、被控訴人の人事権の濫用について問題とするが、本件ではそもそも控訴人の特任教員の採用に関し、人事権の行使者たる被控訴人の理事会の承認以前の手続が問題となっており、人事権の行使の濫用を問題にする余地はない。また特任教員任用の期待に法的保護に値する場合は新学期直前である3月8日まで任用辞退を表明した教授が急遽任用を希望するような場合以外のものであるとする根拠は不明であるし、人事権濫用の結果として控訴人について特任教員の任用行為がなされたと同視すべき法的根拠も明確でない。

5 「5」について。

控訴人の一部の教授から疎まれ特任教員任用申請を握りつぶされたとの主張は荒唐無稽のものであり、「カリキュラム委員の総意」なるものがあたかも被控訴人池島によってでっち上げられたものとの主張は一方的な憶測という以外にない。

6 「6」について。

否認する。

第3 被控訴人らの主張

以上の次第で控訴人の主張する控訴の理由はいずれも根拠のないものであるので、速やかに本件控訴を棄却されるよう求める。

以上